

協議事項（２）議員定数・報酬の検討方法について

議員定数は「審議してもらう付属機関の設置も含め検討の手法を会派で検討する」とされ、第７回で意見を聞いたので、報酬の審査方法も含め、アンケート結果を見ながら各会派の意見を取りまとめ、検討を始める。

〔会派の意見〕

会派名	意見
鷲ヶ巣会	<p>(議員定数) 付属機関の設置でなく、この特別委員会で決めたほうがいい。</p> <p>(報酬) 定数と同様にこの特別委員会で十分議論し、定数とも関係を考えながら報酬金額について委員会を出して、特別職の報酬審議会にかける。</p>
新政村上	<p>(議員定数) ここで議論したものをここで決めるのではなく集約するのではなく、県内の状況を知るような人に委嘱して意見を集約してもらう。前段として村上市議会の意見がある程度出した中で、県内の資料も集めて決めていただく。審議会で審議したものを議会に反してもらって最終的に議会で決める。</p> <p>(報酬)</p>
清流会	<p>(議員定数) 定数と報酬は切っても切れない問題。第三者の協議会に、いったん我々の手から離して、市民の批判に耐えられるような過程をもった決定を。ただ、この特別委員会の意見が何らか反映される形をとってもらいたい。</p> <p>(報酬)</p>
市政クラブ	<p>(議員定数) 見識を持っている方々の意見をお聞きしそれを基に審議を進めていくべき。有識者については、市民が納得出来るような知見を持つ方を選定した方がいい。第三者のを参考にして特別委員会で決定する。</p> <p>(報酬)</p>
高志会 (参考)	<p>(議員定数) ４名削減、２２名程度。</p> <p>(報酬) 第三者、有識者による検討が必要。</p>

別紙

日本共産党	<p>(議員定数)</p> <p>減らせという市民の意見もわかるが、広い市であるから現行のままでよい。広く市民の意見が反映されるようにすべき。</p> <p>(報酬)</p> <p>現在の市民の経済状況で、報酬の値上げを議論する時でない。それより、臨時職員の処遇改善を行うべき。</p>
-------	---